

木 地 屋 文 書

半 田 康 夫

南海郡宇目村木浦内字落水の小椋隆氏宅に木地屋関係の文書数通と、守り刀（短刀）、印章、鑑札（上部に菊の御紋の焼印を押し、下部に「筒井公文所」と書かれている）などの珍品が所蔵されている。云うまでもなく木地屋とは、山中の樹を伐り、轆轤を使つて椀や盆などの木地を作つた特殊の工人を云い、彼らの大部分は数百年前から、原料の良材を求めて諸国の山から山へと漂泊を続け、漸次山間に土着するようになったもので、日本の工芸史上に大きな足跡を印した人々である（民信学辞典）。当地の小椋家に保存されている「寄留証」によると、「木地師」であつた栄蔵と云う人が、明治十二年六月に、その本籍地である滋賀県愛知郡才一区蛭谷村から大野郡田原村（現住地）へ、母や弟妹ら計六人で寄留したことになつており、当初は「三ヶ年之間寄留致度」く願ひ出したものが、遂に当地にアリツいてしまつたという。（しかし実は、各地を放浪したのち当地に定住したのであろう）。近江国愛知郡小椋村（蛭谷はその一部落である）は、全国に散在する木地屋の本拠であるが、当地の小椋氏もまたそこを本籍地とし、蛭谷に鎮座する筒井神社を氏神としていた。筒井

神社は同村君ガ畑の太皇大明神と共に小野宮惟喬親王に深い関係を有し、全国の木地屋はそのいづれかを氏神としていたのであるが、当小椋家所蔵の由来書は、木地屋と両神社と惟喬親王との三者の関係を次のように伝えている。

（句読訓点ふりがなは筆者が付けたが、読解し難い箇所が多い）

抑惟喬親王御位清和天皇奪取儀宣親王鱗乱座宛迫身捨宣貞観初曆己卯三月五日階出白馬乘東路飛宣悉達太子壇德山飛宣不異太政大臣実秀卿堀川中納言其外一両輩無準御供駒歩覺江州愛智郡岸本城橋着宣遙後悉觀覺日輪日没及愛一塔仏閣見有立寄一夜可明宣翁一人見此所謂語聞宣翁益言昔年聖德太子此所守屋大臣軍宣時城郭構被掛渡橋城橋名付八棟作千盤屋經奈良都被立置春日大明神七堂伽藍本堂春日御作薬師如来聖德太子御社は々侍言玉哉阿誰時太子殿親王奉移一日三夜平籠座満八日朝催愛智河上駒歩覺弓手山流出河原珍敷石在下益雄問宣此所小椋郷言昔千手姫此河上山居有御経読宣諸天仏供養覺此旧跡分登宣九尺四方計有岩屋下行燈跡終夜法華経読誦宣

雲明方、太政大臣食宣、小椋郷滞在、自今以後、小椋太政大臣実秀可号、愛智河上駒、早宣所、山坂嶮、駒足不立、漂行宣、山里家間、荒棘道行、梟、山人声、山一彦、谷峰、響、深山、辺、

御製

世をいとふ愛智の深山の呼子鳥

ふかきこゝろを たれかしるらむ

読宣、偃行、梟所、亜小屋、二三間在、寺々親王奉移、白地、溢旅放御座、仙人交老、飯屋立、梟、都公家人々御跡、慕有、奏聞、梟、

大納言

いまはとて

爪木持つへきやとの松

千代をは君と

なにと祈ら南

峰、雲谷、月詠、詩歌、管絃、慰宣、公家人々仙人近付、器木地作、世営、君運歩年月、送梟、常仏道不、懈宣、大乘妙典經、教訓、読、釈迦、大日、弥勒、廻、向御座、梟、同七年乙酉霜月八日、筒井峠、正八幡宮、勸請、簾上、

十一面掛、貴賤運歩、本意叶宣、天下寄特、靈夢御座、逆風・逆雨・雷電・或早越・冷氣・病、国土、民不、易、公家殿上人寄集、有評定一座、梟、有正占二宣、畏算面勘、惟喬親王東、山家飛宣、謂也、占、詰、左右、宣旨、御領、付、三皇大明神、可、守護、宣、梟、勅使当畑、有、三下向、此奏聞親王雖不非、觀覽御座、小椋太政大臣敬、拜領、畢、皇御領等傍示之事、

御製

近江國愛智郡之内岸本愛智川堺八風峠迄、伊勢峯兩分、犬上郡堺峯兩分、筒井堅木坂迄、百濟寺堺峰兩分、大覺寺門前迄、自是愛知領小椋郷、仍如、件、有、時河上分、入宣、一池、汀、松、桜、柳、灑、迄、校、垂、新、

深山辺の池のみきはに

松立て

都にも似ぬ

すま居とそおもふ

中納言

さゝ波の御池に

木々の枝たれて

ともつ茂みに相生の松

月宮殿学、宣、柴菴、引結、心寂、座所、鹿、鳴声、紅

葉散^リ行^ッ 見宣^シ、発心修行^{シテ} 菩提涅槃^ヲ 悟^リ宣^シ、元慶三己亥年、御歲三十三、此山^ニ住^ル 十九年、霜月九日^ニ崩御被^レ成宣^ス、当畑^ニ社立^テ、奉^リ宮移^ス、颯々^{ミヤマツシタマフ} 鈴音迷^ル殿上^ニ、当々^{タル} 鼓^ヲ、響聞^ニ宮前^ニ、南無皇大明神守護^ス宣^ス、御子神主愛貴同^ニ写^シ愛智郡岸本^ニ、太子殿^ニ、南表^ニ、皇大明神^ト正八幡宮^ト薨^レ並立^ス宣^ス、毎月八日九日小椋太政大臣出仕^{シテ}畢^ス。

千時承久二庚辰年九月十二日

大藏卿雅仲

民部卿頼貞

藤原定勝

筒井神主

右のように独特奇妙な文章であるために理解し難い箇所が多いが、大要次のような筋書ではないかと思う。

惟喬親王（文徳天皇の皇子、母は紀氏）は、皇位を嗣がれる筈であつたのに、（異母弟の）清和天皇（惟仁親王。母は藤原氏）に御位を横取りされたのを憤られ、世をはかなんで、ついに貞観元年（八五九）皇居を出で、白馬にまたがつて東路さして潛幸せられた。供に従つたのは太政大臣実秀卿と堀川中納言、そのほか一、二名という淋しさであつた。一行は峻しい山坂を幾度か越えて、ついに近江国愛智の川上に達し、山深い小椋のさとに世をしのぶこととなつた。峰の雲、谷の月をみては詩歌に詠み管絃に興じて、よくやく鬱々たる心を慰めた。そして里の杣人から習得した

本地製作の技術が、世を営む唯一のよすがであつた。（民俗学辞典によれば、この時惟喬親王が轆轤を發明されたという伝説があるそうである）。時に親王の才一の從臣であつた太政大臣実秀卿は、親王の命によつて、里の名に因んで姓を小椋と称することになつた。（明記はされていないが、この小椋実秀こそ本地師小椋一統の祖先である、と云いたいのであろう）。こうして幾星霜を経たが、親王は常に仏道を修しておこたり給わず、また貞観七年には筒井峠に正八幡宮を勧請された。

ところが、そのころ天下に變災がしきりに起つて、國民の生活をいたくおびやかした。朝廷ではその原因を探るために卜占が行われたが、その結果、それは惟喬親王が東路において苦勞しておられるたたりだ、と云うことが判明した。そこでさつそく親王に対して愛智郡の内の若干の領地が給せられることになつた。親王は小椋の里にましますこと十九年間、柴の庵を結んで専ら発心修行されたが、元慶三年（八七九）霜月九日、御年三十三にて当地に於いて薨ぜられた。やがて当畑（君ガ畑のことであろう）に社を建てて皇大明神と称し、親王の靈を祭ることとなつた。（その神主は親王の御子愛貴である、と伝えているのではないかとと思うが、よくはわからない）。こうして、親王の靈を祭る皇大明神と、親王の勧請し給うた筒井正八幡宮とが薨を並べるようになり、親王の命日たる九日とその前日の八

日には、小椋太政大臣実秀が神前に出仕する例となつた。

但しこれは伝説であつて、決して史実ではない。惟喬親王は文徳天皇の皇子で、御父天皇は皇子を深く寵愛せられて皇太子に立てようと考へられたのであるが、皇子の母方紀氏に勢力がなく、且つやがて皇后藤原明子が惟仁親王を生んだので遂にその志を得られなかつた。このあたりまでは、そう食い違つてはいないが、実は親王は貞観十四年病を得て出家、法名を素覺と称して叡山の麓小野に幽居せられ、二三の姻戚のほか訪ねる者もない淋しい隠遁生活が続けられたのち、寛平九年五十四才で薨ぜられた。墓も大原にあつて、東路近江国へ潜幸せられた事實は全く無いのである。また貞観の頃の太政大臣に実秀という人物もいない。したがつて右の由来は、惟喬親王に絡まる哀史にヒントを得て、小椋の木地屋仲間の間で作為された皇子遊幸の伝説に過ぎないわけである。

しかし、こうした哀話が一旦成立し、やがて世上にまことしやかに流布されるようになると、木地屋たちは次の如き「綸旨」と称する文書を偽作したようである。当小椋家にもその写しが保存されている。

近江国愛智郡小椋庄筒井轡轡師職頭之事、称三四品小野宮製作、彼職相勤之所神妙之由候也、專為器質之統領、諸国令三山入二之旨、西者櫓櫓立程、東者駒蹄之通程、被二免許一訖者、

天氣所候也、仍執達如レ件

承平五年十一月九日

左 大 義 判 在

器 奎 助

近江国筒井職頭之事

諸国轡轡師、杉子師、塗物師、引物師等、其職相勤之族、末代無相違二可三進退一旨定訖、故以為三代々器質基本一、兼亦諸役可三免許一、全公役可三相勤二之由、依二天氣一、執達如レ件

元龜三年十月十一日

左 大 辨 在

小野宮社務

すなわち承平五年（九三五）には器奎助という者が朱雀天皇より、元龜三年（一五七二）には「小野宮社務」が正親町天皇より夫々「綸旨」及び「御免状」を得て、筒井轡轡師の職頭すなわち諸国木地師の統領たるの資格を与えられ、諸国の山々への立入自由、諸役免許の恩典を得た、というわけであるが、これが偽文書であることは一見して明らかである。ついで天正十五年（一五八七）には筒井公文所が、次の如く在来の恩典を秀吉から安堵せられたことになつてゐる。

從二当畑一諸商売之事、於二惣国中一如三有来二不レ可レ有二別儀

若違乱之族在^レ之者、可^ニ注進可^ニ申付^一候也、仍如^レ件

増田右衛門 在判

天正十五年十一月十五日

近江国筒井公文所

さらに江戸時代に入ると、

器地職式伝書之事

一、御綸旨・御免状・御裁許状之表諸職共、公役相勤候上者、其外之懸り物一切指出スニ及ざる事

一、木地師住居之儀ニ付、其所ニ罷在候内者、造作諸事可^レ為^ニ勝手才^一事

一、木地荷物、道中筋ニ而新規之異乱等申立候者有^レ之候得者、水上へ可^ニ申参^一、聴札之上、急度申付べく候事

一、筒井氏子木地師之儀、諸公辺江出訴之節者、宮元江可^ニ申参^一、御支配所御添書指出し可^レ申候事

右之趣大切ニ相守可^レ申者也

日本国中木地師支配所

江州筒井公文所 印

天保十五年辰七月

というような文書があつて、筒井公文所は、筒井八幡宮の氏子となつてゐる全国散在の木地師に対しては「日本国中木地師支配所」たるの性格を有し、彼等に対する「懸り物」の免除、住居造作の自由などを保証したり、また道中での争論

「耶蘇童子歌」

や訴訟事件についても指示や便宜・援助を与えたりしたようである。諸国の木地師に対して免許状或いは鑑札を与えたことは云うまでもない。ところで、前に述べたように、小椋には筒井八幡宮の外に君ガ畑に太皇大明神があるが、同社も前者と全く同じ伝説を語り、諸国の木地屋を支配せんとして、両社は互いに排斥しあつた。そこで諸国の木地屋は免許状或いは鑑札を二社のいずれからか受けておかぬと渡世ができなかつたのである（民俗学辞典）。当地の小椋氏は、その寄留証によると、本籍地では筒井神社の氏子に属し、鑑札も同社の公文所から受けていた。その鑑札に菊の御紋が押捺されてゐる理由は、ここで改めて述べる必要もあるまい。

木地屋文書は県内では玖珠郡九重町田野の小椋家にも残されてゐるが、このような文書・資料の失われていく今日、貴重な民俗資料として保存したいものである。（大分大学助教授）

「耶蘇童子歌」

（玖珠郡九重町中野温泉富田家所蔵）

一トセ、人タイヤガル耶蘇教ヲ、弘メル山子の気力知レヌ、此気ガ知レヌ

二トセ、深く仏教ヲ研^ベズニ、耶蘇教ノエホハ神カ紙カ、此塵紙カ

三トセ、見々弘マル耶蘇教ヲ、ウカ^{（さか）}シテイル寝^{ネボケ}狂^{キヤウ}たち、何